

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月10日
【四半期会計期間】	第100期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	日本食品化工株式会社
【英訳名】	NIHON SHOKUHIN KAKO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高野瀬 励 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【本店の所在の場所】	(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	静岡県富士市田島30番地
【電話番号】	(0545)52-3781 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部経理課長 山本 明弘
【縦覧に供する場所】	日本食品化工株式会社富士本社 (静岡県富士市田島30番地) 日本食品化工株式会社水島工場 (岡山県倉敷市児島塩生2767番地の25) 日本食品化工株式会社名古屋営業所 (愛知県名古屋市中区錦一丁目3番7号) 日本食品化工株式会社大阪営業所 (大阪府大阪市淀川区西中島三丁目23番15号) 日本食品化工株式会社福岡営業所 (福岡県福岡市博多区博多駅中央街8番27号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮し、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第99期 第3四半期累計期間	第100期 第3四半期累計期間	第99期
会計期間	自 2019年 4月 1日 至 2019年12月31日	自 2020年 4月 1日 至 2020年12月31日	自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日
売上高 (百万円)	34,065	34,312	45,265
経常利益 (百万円)	163	1,741	284
四半期(当期)純利益 (百万円)	132	1,253	238
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	377	392	487
資本金 (百万円)	1,600	1,600	1,600
発行済株式総数 (千株)	6,400	6,400	6,400
純資産額 (百万円)	18,592	19,781	18,703
総資産額 (百万円)	34,299	34,987	34,532
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	26.95	254.90	48.52
1株当たり配当額 (円)	-	-	25.00
自己資本比率 (%)	54.2	56.5	54.2

回次	第99期 第3四半期会計期間	第100期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2019年10月 1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月 1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 (円)	57.10	18.86

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式が存在しないため、「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」は記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け日本国内においても感染者が急増したことで政府より緊急事態宣言が発出される等、社会経済が停滞し雇用、消費ともに悪化しました。5月末に緊急事態宣言が解除され、経済活動に上向きの気配がみえてきたものの、11月に入り感染が再拡大し社会経済への影響が懸念される等、先行きは極めて不透明な状況となりました。

原料とうもろこしのシカゴ相場は、期初334セント/ブッシェル台で始まり、新型コロナウイルス感染拡大の影響による需要減少に伴う期末在庫の増加や、新穀の生産量増加見通しから319セント/ブッシェル台迄値を下げましたが、作付面積が市場予想を大幅に下回ったことや悪天候による作柄悪化懸念等から値を上げ、更にその後も中国の米国産とうもろこし購入量増加や、米国・南米での天候不順等から第3四半期平均では417セント/ブッシェル台となりました。

また、原油相場は期初20ドル/バレル台で始まり、EUや米国でロックダウンが実施されたことによる需要減少から、17ドル/バレル台迄値を下げましたが、世界各国で経済活動が再開されたことによる緩やかな需要の回復や、OPECプラスによる協調減産の年内継続等から値を上げ、その後は米国にて新型コロナウイルスの新規感染者数が増加したこと等による下落はありましたが、ワクチンの接種が始まり経済回復による需要増加見込み等から第3四半期平均では42ドル/バレル台となりました。

一方、米国から日本までの穀物海上運賃は、期初44ドル/トン近辺で始まり、世界各国がロックダウンを解除し、荷動きが増加したことや南米穀物の輸送増加等から値を上げ57ドル/トン迄上昇し、第3四半期平均では56ドル/トン近辺となりました。

為替相場は、期初108円/ドル台で始まりましたが、世界各国が経済再開に向け舵を切ったこと等から小幅に円安が進んだものの、米国の感染再拡大、更にその後は米国大統領選による不透明感や軟調な米国経済指標等から円高が進み第3四半期平均では105円/ドル台となりました。

このような状況のもと、当社は新型コロナウイルス感染予防に努めながら、継続して生産効率の改善、製品在庫水準の適正化及び各種コスト削減ならびに安定的な販売に取り組みました。

販売面では、外出自粛の広がりから旅行の減少等が続き、各種パンフレット、チラシ等の需要減退と在宅勤務の定着によるオフィスでのコピー用紙使用減少により、製紙向け澱粉製品の販売は前年同四半期に比べ大幅な減収となりました。糖化製品は、屋外イベントの中止や収容人数の制限、外食産業では休業や営業時間短縮の影響から、飲料やアルコール飲料など業務用商品向けに使用される糖化製品の需要減退が続き減収となったものの、家庭向けアルコール飲料や調味料等の巣ごもり消費の拡大と前年同四半期において低調だった糖化製品の販売が回復したこともあり、前年同四半期に比べて増収となりました。

この結果、新型コロナウイルス感染拡大による社会経済活動停滞に起因した需要減少がありましたが、当第3四半期累計期間における当社の売上高は、343億1千万円（前年同四半期比0.7%増）、燃料等の製造コストや販売費及び一般管理費の減少が計画を上回っていることから、営業利益は15億1千万円（前年同四半期は営業損失8千万円）、経常利益は17億4千万円（前年同四半期比968.1%増）、四半期純利益は12億5千万円（前年同四半期比846.0%増）となりました。

次に、各部門の販売概況は以下のとおりであります。

（澱粉部門）

澱粉部門は、社会経済活動の停滞による製紙向け需要の減少により澱粉製品の出荷が振るわず販売数量が減少したことにより、売上高は78億2千万円と前年同四半期比8億4千万円（9.7%）の減収となりました。

（糖化製品部門）

糖化製品部門は、屋外イベントの中止等による需要減少の影響を受けたものの、前年同四半期に比べ販売数量が回復したことにより、売上高は213億6千万円と前年同四半期比7億7千万円（3.8%）の増収となりました。

（ファインケミカル部門）

ファインケミカル部門は、医薬品用途向けの海外での需要増を受け国内での販売数量が増加し、売上高は14億1千万円と前年同四半期比3千万円（2.2%）の増収となりました。

（副産物部門）

副産物部門は、主製品の販売増加により副産物の発生量が増加したことで、売上高は37億円と前年同四半期比2億8千万円（8.4%）の増収となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、新たに発生した優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は122百万円であります。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,600,000
計	25,600,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,400,000	6,400,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株 であります。
計	6,400,000	6,400,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	-	6,400,000	-	1,600	-	327

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

（2020年9月30日現在）

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,481,100	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,913,900	49,139	-
単元未満株式	普通株式 5,000	-	一単元（100株） 未満の株式
発行済株式総数	6,400,000	-	-
総株主の議決権	-	49,139	-

（注） 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式15株が含まれております。

【自己株式等】

（2020年9月30日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） 日本食品化工株式会社	東京都千代田区丸の内 1-6-5	1,481,100	-	1,481,100	23.14
計	-	1,481,100	-	1,481,100	23.14

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	221	211
売掛金	10,431	10,423
電子記録債権	290	934
商品及び製品	3,416	3,272
仕掛品	2,075	2,049
原材料及び貯蔵品	3,309	2,295
その他	343	1,200
貸倒引当金	1	2
流動資産合計	20,087	20,385
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,458	3,603
構築物	421	400
機械及び装置	5,280	5,007
車両運搬具	4	9
工具、器具及び備品	239	222
土地	1,862	1,862
リース資産	118	143
建設仮勘定	442	662
有形固定資産合計	11,826	11,911
無形固定資産		
借地権	45	45
ソフトウェア	319	331
その他	50	51
無形固定資産合計	415	428
投資その他の資産		
投資有価証券	288	279
関係会社株式	371	371
繰延税金資産	1,411	1,483
その他	135	132
貸倒引当金	5	4
投資その他の資産合計	2,202	2,261
固定資産合計	14,445	14,601
資産合計	34,532	34,987

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,232	1,211
短期借入金	3,911	3,900
未払金	2,771	2,887
未払法人税等	62	503
賞与引当金	723	786
役員賞与引当金	16	14
資産除去債務	37	37
その他	147	487
流動負債合計	8,902	9,828
固定負債		
長期借入金	2,600	1,000
退職給付引当金	4,070	4,092
環境対策引当金	47	46
資産除去債務	119	120
その他	89	117
固定負債合計	6,926	5,377
負債合計	15,829	15,206
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,600	1,600
資本剰余金		
資本準備金	327	327
その他資本剰余金	0	0
資本剰余金合計	327	327
利益剰余金		
利益準備金	400	400
その他利益剰余金		
建物圧縮積立金	154	147
構築物圧縮積立金	0	0
機械装置圧縮積立金	0	0
土地圧縮積立金	113	113
別途積立金	7,000	7,000
繰越利益剰余金	11,197	12,335
利益剰余金合計	18,866	19,997
自己株式	2,147	2,147
株主資本合計	18,646	19,777
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	45	38
繰延ヘッジ損益	10	34
評価・換算差額等合計	56	3
純資産合計	18,703	19,781
負債純資産合計	34,532	34,987

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	34,065	34,312
売上原価	28,417	27,439
売上総利益	5,648	6,872
販売費及び一般管理費	5,735	5,358
営業利益又は営業損失()	87	1,514
営業外収益		
受取配当金	253	265
その他	91	97
営業外収益合計	344	363
営業外費用		
支払利息	23	20
固定資産除却損	55	46
為替差損	7	52
その他	8	17
営業外費用合計	94	136
経常利益	163	1,741
特別利益		
固定資産売却益	0	-
特別利益合計	0	-
税引前四半期純利益	163	1,741
法人税、住民税及び事業税	28	535
法人税等調整額	2	47
法人税等合計	30	487
四半期純利益	132	1,253

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

保証債務

関連会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

前事業年度 (2020年3月31日)		当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)	
金融機関に対するAMSCO社の借入債務 (6百万パーツ)	21百万円	金融機関に対するAMSCO社の借入債務 (6百万パーツ)	21百万円
計	21百万円	計	21百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	1,540百万円	1,595百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	122	25.0	2019年3月31日	2019年6月27日

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	122	25.0	2020年3月31日	2020年6月26日

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年 12月31日)
関連会社に対する投資の金額	371百万円	371百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	3,798	4,052
	前第3四半期累計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年12月31日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	377百万円	392百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当社は、とうもろこしを原料とした澱粉、糖化品、ファインケミカル、副産物の製造及び販売を事業内容としており、とうもろこし加工事業の単一セグメントであります。そのため、セグメント情報については記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益	26円95銭	254円90銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	132	1,253
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	132	1,253
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,918	4,918

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月5日

日本食品化工株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 上 藤 継

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 澤 達 也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本食品化工株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第100期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本食品化工株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と

認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。